

入札説明書

令和7年度人権啓発新聞意見広告業務委託に係る入札公告（以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和7年6月17日
- 2 契約担当者 京都府知事 西脇 隆俊
- 3 担当部局 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府文化生活部人権啓発推進室
電話 075-414-4266 FAX 075-414-4268
メールアドレス jinken@pref.kyoto.lg.jp
- 4 入札に関する事項
 - (1) 業務の名称及び数量 令和7年度人権啓発新聞意見広告業務委託一式
 - (2) 業務の仕様等 別紙Ⅰ「令和7年度人権啓発新聞意見広告業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
 - (3) 業務を行う期日 契約締結日から令和7年12月20日
- 5 入札説明会の日時及び場所 実施しない
- 6 入札に参加できない者
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- 7 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。
 - (1) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者に限る。
 - ア 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当するほか、次のいずれかに該当する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
 - (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (キ) 暴力団及び（ア）から（カ）までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

エ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

（２）申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

８ 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（１）申請書の提出期間

令和７年６月１７日から令和７年７月２日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（２）申請書の提出場所

３に同じ。

（３）提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前９時から正午及び午後１時から午後５時までの間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

（４）添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあっては商業登記簿謄本及び定款、任意団体にあっては団体の規約及び役員一覧（いずれも写し可）

イ 府税納税義務者にあっては、府税納税証明書（別記第２号様式）

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書

エ 営業経歴書及び営業実績調書（別記第３号様式）

オ 取引使用印鑑届（別記第４号様式）

カ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（別記第５号様式）

キ 共同企業体で申請の場合

α 共同企業体届出書

β 共同企業体協定書

γ 委任状

ク 「府内企業」の評価項目で「上記以外で府内在住者を雇用」の４点の評価を希望する場合は、当該事業で雇用する府内在住者（新規・継続ともに、派遣、アルバイト等含む、予定含む）の内容を申告するものとする。（任意様式）なお、事業遂行後に実績報告を求める。（評価内容に影響を及ぼす変更は認めない。）

ケ 「子育て支援、ワーク・ライフ・バランス等の推進企業」の評価項目で加点を希望する場合は、認定・認証を受けていることを証する書類等の写しを提出すること。対象となる認定・認証は以下のとおり。

厚生労働省	プ ラ チ ナ え る ぼ し 認 定
	えるぼし(3段階目、2段階目、1段階目)認定
	プ ラ チ ナ く る み ん 認 定
	くるみん(新基準、旧基準)認定
	ト ラ イ く る み ん 認 定
	ユ ー ス エ ー ル 認 定
	も に す 認 定
京 都 府	「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証
	京都わかもの自立応援企業認証
	障害者雇用推進(京都はあとふる)企業認証

(5) 資料の提出等

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

9 参加資格を有する者の名簿への登載等

6及び7について参加資格があると認定された者は、令和7年度人権啓発新聞意見広告業務委託に係る総合評価一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

10 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、総合評価一般競争入札参加資格審査結果通知書（別記第6号様式）により、申請書を提出した者に通知する。

11 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、10による資格審査の結果を通知した日から令和8年3月31日までとする。

12 参加資格に係る変更届

参加資格を有する者は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに総合評価一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（別記第7号様式）により当該変更に係る事項を知事に届けなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあっては、氏名

13 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（6及び7の（1）のアに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

- イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その二親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
 - ウ 個人が法人を設立したときは、その法人
 - エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人
 - オ 法人が分割したときは、分割により営業を承継する法人又は分割によって設立する法人
- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、総合評価一般競争入札参加資格承継審査申請書（別記第8号様式。以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を総合評価一般競争入札参加資格承継審査結果通知書（別記第9号様式）により、当該資格承継審査申請書を提出した者に通知する。

14 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が次のアからカのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。
- ア 契約の履行に当たり、故意に委託業務を粗雑にし、又は委託業務の品質、内容、数量等に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、総合評価一般競争入札参加資格取消通知書（別記第10号様式）により、その者に通知する。

15 企画提案書の提出方法

(1) 提出方法

3に示す場所に持参又は郵送すること。郵送の場合は、書留郵便により提出期限内に必着すること。企画提案書を郵便により提出する場合は、「令和7年度人権啓発新聞意見広告業務に係る企画提案書在中」と朱書きし、書留郵便により、3の提出場所に(2)の期限までに必着すること。

(2) 提出期限

令和7年7月8日 正午まで

(3) 様式及び提出書類

提出する企画提案書は、別紙2「企画提案書作成要領」のとおりとする。

(4) 提出部数

7部提出するものとする。

16 入札手続等

(1) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和7年7月22日 午前10時

イ 場所 京都府庁旧本館 2階 部局会議室（文化生活部）

(2) 入札方法

ア 入札書（別紙様式A）は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなければならない。（別記第5号様式）

ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「令和7年度人権啓発新聞意見広告業務入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあってはこの限りでない。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印をしておかなければならない。なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行できないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定にあっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 総合評価の方法

「落札者決定基準」に基づき、「価格評価点」を100点及び「技術評価点」を200点の計300点の範囲内で評価点を付する。

ア 価格評価点の評価方法 入札価格の評価（価格評価点）は、その入札価格に応じ、次の計算式により算出する。ただし、入札価格が予定価格に達していない場合は評価しない。

$$\text{価格評価点} = (1 - \text{入札価格（税込）} / \text{予定価格}) \times 100 \text{点}$$

イ 技術評価点の評価方法「落札者決定基準」別表に基づき、入札参加者から提出された企画提案書の評価を行い、評価項目ごとに得点を算出し、その合計点を技術評価点とする。

(9) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。
ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(10) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(11) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。なお、無効な入札をした者（失格者を含む）は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額・氏名・印鑑及び重要な文字の脱落若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

カ 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ その他入札条件に違反した者

コ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者

(12) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者で、入札価格が京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内にある入札者のうち、価格評価点及び技術評価点の合計点が最も高い者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同点の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。なお、予定価格の制限の範囲内になかった入札は、価格評価点を算出しない。

イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

17 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

18 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

19 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。
ただし、京都府会計規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。

20 契約書の作成の要否

要（別紙契約書案により作成するものとする。）

21 その他

（1）1から20までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

（2）落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことがある。

（3）入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。